

令和3年6月  
市川市教育委員会 定例会 会議録

市川市教育委員会

## 令和3年6月市川市教育委員会 定例会 会議録

- 1 日 時 令和3年6月3日（木）午後2時開議
- 2 場 所 市川市役所第2庁舎大会議室 1
- 3 日 程
  - 1 開会
  - 2 会議成立の宣言
  - 3 議事日程の決定
  - 4 議案第15号 市川市子ども・子育て会議委員の委嘱に関する意見の申出について
  - 議案第16号 令和2年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価等について
  - 議案第17号 市川市公民館運営審議会委員の委嘱について
  - 議案第18号 新たな学びと交流の場の基本構想及び整備計画の方針について
  - 議案第19号 市川市博物館協議会委員の委嘱について
  - 議案第20号 市川市学校運営協議会委員の解任及び任命について
  - 議案第21号 市川市少年補導員の解嘱及び委嘱について
  - 5 報告第9号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正に関する臨時代理の報告について
  - 報告第10号 令和3年度 市川市一般会計補正予算（第4号）（うち教育に関する事務に係る部分）に関する臨時代理の報告について
  - 報告第11号 市川市立小中学校冷暖房設備売買契約に関する臨時代理の報告について
  - 報告第12号 市川市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正に関する臨時代理の報告について
  - 報告第13号 市川市学校運営協議会委員の任命に関する臨時代理の報告について
  - 報告第14号 タブレット充電保管庫の購入に関する臨時代理の報告について
  - 6 その他
  - 7 閉会
- 4 本日の会議に付した事件
  - 1 議案第15号 市川市子ども・子育て会議委員の委嘱に関する意見の申出について

- 議案第16号 令和2年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価等について
- 議案第17号 市川市公民館運営審議会委員の委嘱について
- 議案第18号 新たな学びと交流の場の基本構想及び整備計画の方針について
- 議案第19号 市川市博物館協議会委員の委嘱について
- 議案第20号 市川市学校運営協議会委員の解任及び任命について
- 議案第21号 市川市少年補導員の解嘱及び委嘱について
- 2 報告第9号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正に関する臨時代理の報告について
- 報告第10号 令和3年度 市川市一般会計補正予算(第4号)(うち教育に関する事務に係る部分)に関する臨時代理の報告について
- 報告第11号 市川市立小中学校冷暖房設備売買契約に関する臨時代理の報告について
- 報告第12号 市川市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正に関する臨時代理の報告について
- 報告第13号 市川市学校運営協議会委員の任命に関する臨時代理の報告について
- 報告第14号 タブレット充電保管庫の購入に関する臨時代理の報告について
- 3 その他(1) 令和3年度における教科書展示会について
- その他(2) 令和3年度市川市奨学生応募・決定の状況

5 出席者

教育長	田中	庸惠
委員	平田	史郎
委員	平田	信江
委員	島田	由紀子
委員	大高	究
委員	山元	幸惠

6 出席職員、職・氏名

教育次長	松丸	多一
生涯学習部長	永田	治
生涯学習部次長	吉田	一弘
学校教育部長	小倉	貴志
学校教育部次長	新部	操
学校教育部学校建設担当参事	佐原	達雄
教育総務課長	町田	茂幸

教育施設課長	小山松 健
社会教育課長	荒井 義光
考古博物館長	杉山 元明
指導課長	野口 敏樹
就学支援課長	秀谷 康久
学校地域連携推進課長	関上 亨
教育センター所長	小籠 宏
こども政策部こども家庭支援課長	杉山 育子

7 事務局職員、職・氏名

教育総務課	主 幹	須志原 みゆき
//	副主幹	岩瀬 絢子
//	主 査	新田 伸子

○教育長

それでは、ただ今から、令和2年6月定例教育委員会を開会いたします。本日の会議は、教育長及び委員の過半数が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により成立いたしました。この定例会の会期は、市川市教育委員会会議規則第3条第2項の規定により、本日1日といたします。本日の審議案件は、議案7件、報告6件、その他2件で、お配りいたしました議事日程のとおりでございます。日程に従い議事を進めます。はじめに、「会議録署名委員の指名」を行います。市川市教育委員会会議規則第39条の規定により、会議録署名委員は、平田史郎委員、山元幸恵委員を指名いたします。続いて、議事の進行を行う委員の指名を行います。市川市教育委員会会議規則第31条の2の規定により、教育長において、平田史郎委員を指名いたします。平田史郎委員、お願いいたします。

○平田史郎委員

かしこまりました。よろしくをお願いいたします。それでは、「議案」に入ります。議案第15号「市川市子ども・子育て会議委員の委嘱に関する意見の申出について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○教育総務課長

教育総務課長です。議案第15号「市川市子ども・子育て会議委員の委嘱に関する意見の申出について」についてご説明いたします。議案1ページをお願いいたします。市川市子ども・子育て会議委員について、市川市子ども・子育て会議条例第4条第1項の規定に基づき、新たに委員を委嘱することに関し、ご意見を伺うものでございます。市川市子ども・子育て会議は、「子ども・子育て支援新制度」の施行にあたり、子ども・子育て支援に関する事項、およびその他児童福祉に関する事項を調査・審議するため、平成25年7月より設置しております。3ページをお願いいたします。今回、第四期の委員が本年6月30日をもって任期満了となりますことから、第五期の委員を委嘱するものです。任期は、令和3年7月1日から令和5年6月30日までの2年間とし、「学識経験のある者」、「関係団体の推薦を受けた者」、「子ども・子育て支援に関する事業に従事する者」、「子どもの保護者」、「市民」の5区分より選出を行い、合計15名で構成するものでございます。説明は以上でございます。なお、ご質問等につきましては、こども政策部こども家庭支援課長よりお応えいたします。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○平田史郎委員

ありがとうございました。以上で説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。よろしゅうございますね。特に質疑がないようですので、議案第15号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○平田史郎委員

全員挙手であります。本案は原案のとおり可決いたしました。こども政策部におかれましては、このあと他の公務があると伺っております。どうぞご退席してください。

それでは議事を続けます。次に、議案第16号「令和2年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価等について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○教育総務課長

教育総務課長です。議案第16号「令和2年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価等について」、ご説明いたします。議案の5ページをお願いいたします。本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、令和2年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表する必要があるため、ご審議をお願いするものでございます。

まず、これまでの経緯をご報告いたします。お手元の「別冊1 教育委員会点検・評価報告書案」の1ページをお願いいたします。4番の「経過」をご覧ください。点検・評価報告書案につきましては、5月6日の定例教育委員会において、点検・評価をご審議いただき、市川市教育振興審議会への諮問を決定した後、5月11日に市川市教育振興審議会にて調査審議を実施、同月20日に同審議会より答申をいただきました。そして、審議会におけるご意見を踏まえて一部修正し作成したものが、こちらのお手元の別冊1でございます。なお、本案を本日ご承認いただきました後、経過の最終行にその旨を記載させていただきます。

次に、審議会の答申についてご説明いたします。95ページ、答申書の1ページをお願いいたします。審議会における調査審議の結果といたしましては、最終行のとおり、教育委員会が行った点検及び評価は妥当であるとの答申をいただいたところでございます。96ページをお願いいたします。ここでは、令和3年5月11日の諮問から答申に至るまでの審議経過が記載されております。97ページ、答申書の3ページをお願いいたします。審議会委員により、評価に直接関わること以外にも、貴重なご意見をいただきました。「2今後の点検及び評価に向けた提言」として記載されておりますので、内容を読み上げさせていただきます。教育委員会の「点検・評価報告書」は、市民への説明責任を果たし、本市教育の一層の推進を図ることを目的としている。そのため、教育の成果を適切に評価し、よりわかりやすい表記で丁寧に記載することが重要であることから、点検・評価報告書の作成にあたり以下のとおり提言する。(1)「第3期市川市教育振興基本計画」では、市川市が取り組む教育政策の方針を整理し、その方針の下に目標と施策が体系化されているため、点検及び評価にあたっては、体系ごとの評価を行い、市川の教育全体をまとめた記述を検討されたい。(2)施策の評価の主たる判断基準である成果指標について、その傾向に関する分析を適切に行い、施策の取組と連動させた記述について検討されたい。以上が、ご提言でございます。今後の点検・評価に反映してまいりたいと考えております。また、審議会でいただきましたご意見を点検・評価報告書（案）に反映し修正させていただいた箇所が何点かございますので、ご説明いたします。1か所目は、4ページでございます。「5 活動のふりかえりと今後の取組の方向性」の部分です。「コロナ禍により特に対応を迫られた施策、それらの対応状況、令和3年度の改善策等をひとまとめにした項目を設けて

かどうか」とのご意見を反映させていただきました。教育委員会の活動のふりかえりと今後の取組の方向性の項目では、コロナ禍にも触れており、教育委員会全体の項目であることから、独立した項目を設けるよりも、こちらで記載することが適当ではないかと判断いたしまして、令和3年度も引き続きコロナ禍への対応が必要であることや今後の対策等について、学校での学びと生涯学習に分けて追記いたしました。次は、5ページ及び9ページでございます。「各項目のタイトルの付け方をよりの確な表現にするという視点から検討の必要あるのではないか。」とのご意見を反映させていただき、表現を的確なものに改めたところでございます。5ページにおいて「1 計画の体系」としていた箇所を「1 教育振興基本計画の体系」に、9ページで「4 評価結果一覧」としていた箇所を「4 施策の評価結果の一覧」に、その下の文章中の「施策の評価」としていた箇所を「施策の評価結果」にそれぞれ改めたところでございます。

次に、恐れ入りますがお戻りいただきまして、7ページでございます。「2 施策の評価の目安」に令和2年度は「新しい生活様式の中での取組状況も評価を行う際の視点の一つとしている」旨を追記いたしましたが、この部分に具体例を加えるとイメージしやすいとのご意見を反映させていただきまして、本文の5行目にございます、「オンラインでの取組などコロナ禍においても工夫してできることを行ったか否か」との文言を追記いたしました。続きまして、各施策のページの主な修正箇所をご説明いたします。26ページをお願いいたします。目標3の施策2「食育の推進」です。【主な事業・取組の実績】の部分の二つ目に「委員会」との記載のみがございましたが、これを「保健委員会や給食委員会などの委員会活動」と具体的な表現に修正いたしました。

次に34ページでございます。目標5の施策2「家庭・学校と連携・協働した地域の教育力の向上」です。「地域と連携し合って、環境整備やオンラインでの対応に取り組んでいるところを強調した文言にすると一般の人や保護者は安心されるのではないか。」とのご意見を反映させていただきまして、【評価と今後の方向性】の部分の一つ目の4行目に、「積極的にオンライン会議を取り入れるなど、連携・協働しやすい環境づくりに取り組んでいく」との文言を追記いたしました。

最後に54ページでございます。目標7の施策2「教育的支援が必要な子どもへの対応」です。【主な事業・取組の実績】の二つ目に「ひまわり学級」のみの記載でございましたが、「通常学級の名称にもひまわり学級があるため、『特別支援学級』と記載すべき」とのご意見を反映させていただきまして、「市立幼稚園の特別支援学級（ひまわり学級）」と表記を修正いたしました。その他、ご指摘のございました字句の統一などにつきましても、修正を行ったところでございます。以上が、審議会の答申内容と、審議会でのご意見を踏まえて報告書案の修正をした箇所の説明でございます。また、報告書案の97ページには、今回ご審議いただきました市川市教育振興審議会の会長以下委員の皆様の氏名を記載しております。最後に、今後の予定でございますが、本日、本案のご承認をいただけました後、点検・評価報告書を市議会へ報告するとともに、市公式webサイトにて公開してまいります。説明は以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○平田史郎委員

ありがとうございました。以上で説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。よろしゅうございますか。特に質疑がないようですので、議案第16号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○平田史郎委員

全員挙手であります。本案は原案のとおり可決いたしました。

続いて、議案第17号「市川市公民館運営審議会委員の委嘱について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○社会教育課長

社会教育課長です。議案第17号「市川市公民館運営審議会委員の委嘱について」ご説明をいたします。議案の7ページをお願いいたします。公民館運営審議会は公民館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき、調査審議するもので、社会教育法第29条に規定をされております。本案は、市川市公民館の設置及び管理に関する条例13条の規定に基づき、本年6月5日をもって全員が任期満了となりますことから、委員10名の委嘱を提案させていただくものです。新たな任期につきましては、令和3年6月6日から令和5年6月5日までの2年間となります。委員の構成につきましては、8ページの通りとなります。「市川市公民館運営審議会委員の委嘱について」のご説明は以上となります。よろしくご審議くださいようお願いいたします。

○平田史郎委員

ありがとうございました。それでは、以上で説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。特に質疑がないようですので、議案第17号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○平田史郎委員

全員挙手であります。本案は原案のとおり可決いたしました。

続いて、議案第18号「新たな学びと交流の場の基本構想及び整備計画の方針について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○社会教育課長

社会教育課長です。議案第18号「新たな学びと交流の場の基本構想及び整備計画の方針について」ご説明いたします。議案の9ページをお願いいたします。JR市川駅北口の「旧いちかわ観光・物産案内所」を改修することにより、新たな学びと交流の場として整備し、教育施設として、管理運営していくための方針を定める必要がありますことから、本議案を提出するものでございます。資料につきましては、11ページをお願いいたします。新たな学びと交流の場の基本構想及び整備計画についてご説明をいたします。はじめに、14ページをお願いいたします。事業の目的と施設のコンセプトにつきましては、本を介して人々が出会い、学び、利用者同士が交流を深めることで、学び続けられる、生きたコミュニティーの形成の促進を図り、シビックプライドを育む場所として活用してまいります。次に、16ページをお願い致します。「施設の名称」につきましては、「市本（イチボン）」

となる予定です。「市本（イチボン）」という名称には、「市川の本屋さん」、「新しい知に出会える本の市場」という意味を込めております。次に、17ページから28ページにつきましては、「施設整備の設計及びイメージ」になりますので、ご覧いただければと思います。最後に、31ページをお願いいたします。施設の運営方針についてご説明いたします。施設の運営は民間事業者に委託をいたします。受託業者は毎日の施設運営を行う運営チームと企画実施チームを編成し、企画実施チームが定期的にテーマを設定し、そのテーマに沿った本の選書・仕入れを行うほか、このテーマに沿ったイベント等の企画を行います。運営チームは施設の日々の運営を行う中で、利用者同士の交流を促進するコミュニティマネージャーの役割も担います。「新たな学びと交流の場基本構想及び整備方針について」の説明は以上となります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○平田史郎委員

ありがとうございました。以上で説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。なかなかユニークな施設だと思います。特に利便性のある駅の側というのは素晴らしいと思いますが、外装も全部やり直すということでしょうか。

○社会教育課長

社会教育課長です。今の整備のコンセプトといたしましては、外装は今のまま、古い雰囲気を残しながら、中へ入っていくと新しい施設になる形で進めております。以上です。

○平田史郎委員

何か本に関わる新しいものが出来ると、本が外から見えないとアピールするものがないと思いますので、その辺りの工夫を一つお願いいたします。それでは、議案第18号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○平田史郎委員

全員挙手であります。本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第19号「市川市博物館協議会委員の委嘱について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○考古博物館長

考古博物館長です。議案第19号「市川市博物館協議会委員の委嘱について」をご説明いたします。議案の33ページ、及び34ページをお願いいたします。このたび、考古博物館長の諮問機関である市川市博物館協議会委員の任期が今年7月4日で満了となります。これに伴い、市川市立博物館の設置及び管理に関する条例第10条第2項の規定に基づき、新たに委員を34ページ名簿案のとおり委嘱したいので、教育委員会の議決を求めるものです。委員は、学校教育関係者による第1号委員が2名、社会教育関係者による第2号委員が1名、家庭教育関係者による第3号委員が2名、学識経験者による第4号委員10名の計15名です。委員のうち、前任期からの再任が11名、新任が4名となります。任期につきましては2年間で、今年7月5日から令和5年7月4日までとなります。以上、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○平田史郎委員

ありがとうございます。以上で説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。よろしゅうございますね。特に質疑がないようですので、議案第19号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○平田史郎委員

全員挙手であります。本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第20号「市川市学校運営協議会委員の解任及び任命について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○学校地域連携推進課長

学校地域連携推進課長です。議案第20号「市川市学校運営協議会委員の解任及び任命について」ご説明いたします。議案35ページから38ページをお願いいたします。本案は、市川市学校運営協議会の設置等に関する規則に基づき、学校運営協議会を運営するにあたり、委員を解任及び任命する必要があるため、提案するものでございます。幸小学校につきましては、令和2年度末に学校運営協議会委員の任期が満了したことから、学校長のご推薦をもとに、任命予定者をあげさせていただきました。大野小学校につきましては、未決定であった委員1名の任命の必要があり、また下貝塚中学校につきましては、辞任の申し出のあった委員1名の解任の提案をさせていただきました。説明は以上となります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○平田史郎委員

ありがとうございます。以上で説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。よろしゅうございますね。特に質疑がないようですので、議案第20号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○平田史郎委員

全員挙手であります。本案は原案のとおり可決いたしました。次に、議案第21号「市川市少年補導員の解嘱及び委嘱について」を議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

○教育センター所長

教育センター所長です。議案第21号「市川市少年補導員の委嘱について」、ご説明させていただきます。議案の39ページから41ページをご覧ください。市川市少年補導員のうち、辞職願の届けがありました。第1号委員 PTA会員10名及び第4号委員 民間有識者5名合計15名を解嘱するとともに、市川市少年センター設置条例第9条及び同施行規則第4条の規定に基づき、関係機関から推薦のあった15名を少年補導員として委嘱したいので、教育委員会の議決を求めるものでございます。説明は以上でございます。ご審議の程、よろしくようお願いいたします。

○平田史郎委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。よろしゅうござ

いますか。特に質疑がないようですので、議案第21号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○平田史郎委員

全員挙手であります。本案は原案のとおり可決いたしました。

続きまして「報告」に入ります。報告第9号「職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正に関する臨時代理の報告について」を説明してください。

○教育総務課長

教育総務課長です。報告第9号「職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正に関する臨時代理の報告について」、ご説明いたします。議案の別冊報告1ページから3ページをお願いいたします。本条例は教育に関係する事務を含むものであり、条例改正に当たっては議会の議決を得るべき事件となりますので、市長から意見の聴取があったものでございます。本来、会議にお諮りした上で教育委員会として意見を述べるべきところですが、会議を招集する時間的余裕がなかったことから、市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項の規定により条例改正案の内容に異議ないものとして、教育長が令和3年5月25日に臨時代理し、市長へ回答いたしましたので、同条第2項の規定に基づきご報告いたします。次に、4ページから8ページをお願いいたします。本条例は、地方公務員法第31条の規定に基づき、職員のサービスの宣誓に関し、規定することを目的としたものでございます。改正内容といたしましては、行政手続における事務の効率化及び市民の負担軽減を図るため、原則として押印を省略することとした本市の方針を踏まえ、新たに職員となった者が書面をもって行うサービスの宣誓において、自署のみ行い押印を不要とするほか、文言整理等所要の改正を行うものでございます。なお、施行期日につきましては、公布の日とするものでございます。説明は以上でございます。

○平田史郎委員

ありがとうございました。以上で説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。よろしゅうございますか。特に質疑がないようですので、報告第9号を終了いたします。

次に、報告第10号「令和3年度 市川市一般会計補正予算（第4号）（うち教育に関する事務に係る部分）に関する臨時代理の報告について」を説明してください。

○教育総務課長

教育総務課長です。報告第10号、「令和3年度市川市一般会計補正予算（第4号）（うち教育費に係る部分）に関する臨時代理の報告」について、ご説明いたします。別冊報告の9ページから11ページをお願いいたします。「令和3年度市川市一般会計補正予算（第4号）」のうち、教育に関する事務に係る予算につきましては、先程ご説明いたしました報告第9号と同様に、本補正予算の内容には異議ないものとして、教育長が臨時代理し、市長へ回答いたしましたので、ご報告いたします。それでは、12ページをお願いいたします。「1.歳入歳出予算補正」について、ご説明いたします。歳出第2款・総務費、第1項・総務管理費、第12目・情報システム費です。本補正予算につきましては、第11款教育費に係るものはございませ

んが、教育の事務に係る情報システム関連経費であるため、意見聴取の対象となったものでございます。内容についてご説明いたします。

新型コロナウイルス感染症の終息が見通せない中、学校が休校となった場合の今後のオンライン授業等を考慮し、令和4年度に予定していた小学1年生から3年生までのタブレット整備について、前倒しで整備を行うものでございます。項目の下からご説明いたします。第17節・備品購入費の事業用機械器具費につきましては、タブレット機器4,000台の追加調達費用として、2億5,864万円を増額要求するものでございます。第13節・使用料及び賃借料につきましては、配付するタブレットで使用する学習ソフト使用料700万円を増額要求するものでございます。第12節委託料につきましては学習ソフトをタブレットに設定するためなど、学校コンピューターネットワークシステム構築委託料1億5,671万円を増額要求するものでございます。なお当該業務につきましては、令和3年度より情報システムの調達及びコスト削減を目的とし、情報システム調達統括を行うため、一般会計における情報システム関連経費を情報政策部に集約し、執行することとなったため、情報政策部情報管理課と学校教育部教育センターが連携し、実施するものです。説明は以上でございます。

○平田史郎委員

ありがとうございました。以上で説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。特に質疑がないようですので、報告第10号を終了いたします。

次に、報告第11号「市川市立小中学校冷暖房設備売買契約に関する臨時代理の報告について」を説明してください。

○教育施設課長

教育施設課長です。報告第11号「市川市立小中学校冷暖房設備売買契約に関する臨時代理の報告について」ご説明いたします。別冊報告2の13ページをお願いいたします。報告第11号「市川市立小中学校冷暖房設備売買契約に関する臨時代理の報告について」につきましては、先程ご説明いたしました報告第9号と同様に、5月25日に、教育長が臨時代理し、市長へ回答いたしましたので、その内容について、ご説明いたします。今回、売買契約を予定している普通教室の冷暖房設備は、平成20年3月17日に富士通リース株式会社と13年間の賃貸借契約を締結しており、平成20年7月1日から令和3年6月30日をもちまして本契約が終了となります。本市が買取る冷暖房設備の内訳としましては、ガス式441台、電気式552台の合計993台となります。買取を選択した理由としましては、この先、まだ十分に使用が可能であることや、機器の入替にかかる工事期間の確保が難しいことから、総合的に判断し、買取ることとしたものであります。小中学校の児童及び生徒の「快適な学習環境確保」のために、冷暖房設備が使用できない空白期間を作ってはならないものと考え、現在締結中の賃貸借契約の相手方である富士通リース株式会社との間で市川市立小中学校冷暖房設備賃貸借で設置された冷暖房設備を買取ることで、市川市立小中学校普通教室の冷暖房能力の確保を行うものです。報告第9号と同様に教育長の臨時代理とし、報告案件としたものでございます。説明は以上でございます。

○平田史郎委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんでしょうか。特に質疑がないようですので、報告第11号を終了いたします。

次に、報告第12号「市川市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正に関する臨時代理の報告について」を説明してください。

○社会教育課課長

社会教育課長です。報告第12号「市川市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正に関する臨時代理の報告について」ご説明いたします。別冊2の21ページをご覧ください。本議案につきましては、先程ご説明いたしました報告第9号と同様に、異議のないものとして、教育長が臨時代理し、市長へ回答いたしましたので、ご報告致します。それでは、22ページをお願いいたします。提出議案の「2. 市川市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について」ご説明いたします。八幡分庁舎及び中央公民館の、老朽化、バリアフリー化等の課題を解消するため、これらの施設を建て替え、誰もが集い、人と人のつながりの中で、多様な役割をもって参加できる複合施設を整備することから、中央公民館の公の施設としての供用を廃止いたします。一部改正の内容につきましては24ページをお願いします。市川市公民館の設置及び管理に関する条例の第2条の表より「市川市中央公民館」の項を削るものです。また、中央公民館の廃止に伴い使用料の徴収がなくなることから、本条例の附則第3項におきまして「市川市使用料条例」の別表第1中央公民館使用料の表を削るものとして、「市川市公民館の設置及び管理に関する条例」の一部改正について、6月市議会に本議案を提出するものです。

「市川市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について」の説明は以上となります。

○平田史郎委員

ありがとうございます。以上で説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。特に質疑がないようですので、報告第12号を終了いたします。

次に、報告第13号「市川市学校運営協議会委員の任命に関する臨時代理の報告について」を説明してください。

○学校地域連携推進課長

学校地域連携推進課長です。報告第13号「市川市学校運営協議会委員の任命に関する臨時代理の報告について」ご説明いたします。議案の43・44ページをお願いします。若宮小学校の学校運営協議会委員につきまして、新たな委員の任命を行う必要がございましたが、6月の定例教育委員会以前に学校運営協議会が開催され、先ほどご説明がありました報告9号と同様に、異議のないものとして、教育長が臨時代理いたしましたので、ご報告いたします。報告の説明は以上となります。

○平田史郎委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。特に質疑がないようですので、報告第13号を終了いたします。

次に、報告第14号「タブレット充電保管庫の購入に関する臨時代理の報告について」を説明してください。

○教育センター所長

教育センター所長です。報告第14号「タブレット充電保管庫の購入に関する臨時代理の報告」について、報告第9号と同様に異議のないものとして、教育長が臨時代理し、市長へ回答しましたのでご報告いたします。はじめに、追加報告の1ページから3ページをご覧ください。本案件は、「市川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例」第3条の規定により、契約の承認を市議会へ提案するものです。令和3年5月31日付けで、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長より教育委員会に対して意見聴取があり、同法第25条第1項並びに、市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項の規定により、教育長が臨時に代理をいたしましたので報告するものでございます。次に、4ページから6ページをご覧ください。本件の内容についてご説明いたします。1、件名、タブレット充電保管庫の購入、2、納入場所、教育センター及び市川市内41箇所の小学校、義務教育学校、特別支援学校、3、物品名、タブレット充電保管庫620台、4、契約金額4,569万4,000円、5、契約方法、一般競争入札、6、契約相手方、市川市中国分2丁目8番24号、エビヌマ千葉販売株式会社、代表取締役海老沼優文でございます。最後に7ページをご覧ください。本件の入札結果についてご説明いたします。令和3年5月26日、予定価格を8,184万円として、一般競争入札を実施いたしました。5社が参加した結果、「エビヌマ千葉販売株式会社」が落札をしたものでございます。説明は、以上でございます。

○平田史郎委員

ありがとうございました。以上で説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。これがないと話にならないですね。特に質疑がないようですので、報告第14号を終了いたします。

続きまして、「その他」に入ります。その他(1)「令和3年度における教科書展示会について」を説明してください。

○指導課長

「令和3年度における教科書展示会について」ご説明いたします。お手元の資料のその他(1)45ページをご覧ください。令和3年度の教科書展示会は、現在使用している小・中学校・特別支援学校の教科書及び令和4年度使用の特別支援教育用と、再申請が一社認められ再度採択を行うことになりました中学校社会歴史分野用の教科書見本を展示する予定となっております。展示会の期間は、第1回が6月11日から26日まで、第2回が7月5日から9日まで、第3回が7月21日から8月31日までとなっております。場所は第1回及び第3回は生涯学習センター3階の市川市文学ミュージアム資料室です。また、今年度より、より多くの方に見ていただくことができるよう、南行徳市民談話室を会場として、第2回展示会を行うこととしております。なお、教科書展示は市民から早期に行う求めがあるため、教科書会社の見本本が整い次第、特別展示として、第1回展示会に先立ち、同じ場所で数日間早目に展示する可能性があることを申し添えます。以上でございます。

○平田史郎委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。特に質疑がないようですので、その他(1)報告第号を終了いたします。

次に、その他(2)「令和3年度市川市奨学生応募・決定の状況について」を説明してください。

○就学支援課長

就学支援課長です。その他(2)「令和3年度市川市奨学生応募・決定の状況」について、ご説明いたします。議案の47ページをご覧ください。令和3年度市川市奨学生選考委員会を5月24日に開催し、奨学生の選考について答申を受けましたのでご報告いたします。はじめに、奨学資金制度の概要について説明させていただきます。本制度の目的は、学力が優良でありながら、経済的な理由等により高等学校又は高等専門学校での修学が困難な方に対し、本制度を設けることにより、教育の機会均等を図るもので、奨学生は奨学生選考委員会の選考を経て決定されております。今年度の応募状況ですが、表の応募者数をご覧ください。国公立88人、私立85人、合計173人で、昨年度より27人多い応募でした。奨学生の人数は、市川市奨学資金条例第3条で「予算の範囲内で定める」と規定しております。毎年、奨学生選考委員会において、学力や家計の状況等を総合的にご審議いただき、予算の範囲内で選考をしていただいております。今年度は予算を超える応募があり、予算の範囲内に収まるように選考をしていただきました。その結果、選考委員会におきましては、学力や家計の状況等を総合的にご審議いただいた結果、基準を満たした131人に対して、奨学生として選考する、との答申を受けました。この結果、支給額につきましては、予算額1,861万2,000円、全額を支給出来ることとなります。また、基準を満たしていながら、予算の制約により、支給出来ない方が21人おります。この方たちは、補欠者として優先順位を選考委員会で決定していただいております。先に決定された方の中から、辞退者が生じた場合に、繰上がりで支給者となる予定の方でございます。また、残念ながら成績要件や、家計の基準を満たさなかったため、21人が不支給決定となっております。なお、この方々へは、修学をあきらめることのないよう、通知とともに他の制度の案内を同封し、情報提供をしております。説明は以上でございます。

○平田史郎委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。

○山元幸恵委員

今、ご説明いただいた中で、制度の基準には達しているけれども、予算の都合上21名が補欠に回ったという話を伺いました。これからの社会情勢を受けまして、今後このような状況が続くと思われましますが、予算の増額等を含めまして、どのようにお考えでしょうか。基準を満たす生徒全員に支給できる体制が必要かと考えますが、そのあたりのご意見をいただきたいと思っております。

○就学支援課長

就学支援課長です。委員の仰ることはよく分かります。予算の確定というものは議決を経て行っているものなので、制約があるということと、応募の時期がその後になってしまうので、全部が間に合うかということについては先に決めることができない状況です。ただ当然コロナ禍の状況であったり、就学の機会を与えるということを目的にしておりますので、財政当局と折衝したりですとか、この奨学金自体が大畑恣教育基金を流入して行っていることもありますので、その辺

を考慮しながら、検討していきたいと考えております。以上でございます。

○平田史郎委員

山元委員、よろしゅうございますか。

○山元幸恵委員

ぜひ、前向きに検討をよろしくお願いいたします。

○平田史郎委員

その他、質問はございますか。私の方からなのですがけれども、私も選考委員を長く行っておりましたけれども、やはり本当に必要な人が奨学資金制度を知らないということがありますのでね。せっかく支給される奨学金ですから、もう少し本当に必要な人が申請しやすいように、いろいろ情報に詳しい方が申し込んでいる場合もありますし、この制度自体を知らない方、知る余裕のない方もいると思います。広く吹聴して本当に必要な方がもらえるような形でお願いしたいと思えます。

○就学支援課長

周知徹底していきますので、よろしくお願いいたします。

○平田史郎委員

それでは、その他(2)を終了いたします。

本日予定しておりました議案の審議はこれで終了いたします。それでは、教育長にお返しいたします。

○教育長

これをもちまして、令和3年6月定例教育委員会を閉会いたします。

(午後2時45分閉会)